【記入例】

不特定多数が出席する国際学会に出席するためにフランスにフィンランド経由で

Ver5.0(2025.3.1)

渡航する場合

本届出様式は研究推進課研究推進係(hqkenkyu@belle.shiga-med.ac.jp)に 提出してください。

様式1-1

滋賀医科大学長

海外渡航等届

| 生物多様性条約、不正競争防止法及び国立大学法人滋賀医科大学安全保障貿易管理規程第9条に基づ | | | | | | |
|---|---|---------------------------|---|------------------------------------|--|--|
| 診療行為のみの渡航の場合は「なし」 にチェックをしてください。ただし、 手術器具等診療のために持ち出す物品 がある場合は、「あり」にチェックし、 詳細をカッコ内に記入してください。 不特定多数が出席する学会発表で使用 するデータのみを持ち出す場合は、「な | 届! | 出 者 氏 | 日: 2025 年 長: 滋賀 花子 職 名:〇〇 ◇講座 : 名: 大津 次郎 絡 先:***@**** or *所属長に内容 | • 助教 内線 · PHS (****) | | |
| し」にチェックしてください。 | ☑ 外国出張 □ 海外研修旅行 □ 休職渡航 □ 兼業 □ その他 | | | | | |
| 3) 「あり」の場合は、カッコ内にその内容を記入してください。 | ○○学会 携行するパソコンやUSBには必ずパスワードを 設定してください。○○学会でポスター発表を行い、最新の▲▲に関する研究について、情報 | | | | | |
| 4) 打合せ等で使用しない自分のみが使用 | | | | | | |
| する技術データ等をパソコン等に保存 | | | | | | |
| して携行する場合は、「なし」にチェックしてください。 | 収集及び意見交 | | >. L" ++ ≤n (=) \ | 本学発着日を記入して | | |
| クレ C \ / とさい。 | フランス共和国 ☑ 学内経費 | 国(フィンフ | ント共和国) | ください。 | | |
| 費用の出途 | □ 先方負担 [□□ 先方負担 [夕□ 私費 | | 団体、国内企業(外国企 国企業等より直接受領 学会負担等を含みま | | | |
| 日程 | 2025年 | 3月 30 | 日 ~ 2025年 | 4月 4日 | | |
| (1)物品等の持ち出し又は提供する 技術情報等 | | あり | |) | | |
| (2)物品等の持ち込み又は入手する 技術情報等 | ⊠ なし □ ā | あり | |) | | |
| → 「(1)」及び「(2)」が「なし」の場合は以下の確認は必要ありません。 → 「(1)」のみが「あり」の場合: 「2. 安全保障貿易管理に関わる事項」へ。 → 「(2)」のみが「あり」の場合: 「1. 生物多様性条約に関わる確認事項」へ。 | | | | | | |
| 1. 生物多様性条約に関わる確認事項 「はい」の場合は、必ず医学研究監理室に連絡してください。 | | | | | | |
| 渡航先への生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、以いえを「はい」⇒別途手続きが必要です。速やかに医学研究監理室(2896)に連絡してください。 | | | | | | |
| ※ 「 <mark>物品等の持ち出し又は提供する</mark> | る技術情報等 」が | 「 <mark>なし</mark> 」の場 | 場合は、 <mark>以下の確認は必</mark> | 要ありません。 | | |
| 2. 安全保障貿 特定の国のみか | らの大学関係者等 | 等が出席する | る学会や展示会等は含る | みません。 | | |
| 【1】技術の提供や物品の持ち出しは、不特 | | □はい | _ | 競争防止法に関わる確認事 | | |
| 際学会・会議展示会研修等)とするも | のですか? | □ いいえ | 項 」へ。 「いいえ」⇒【2】へ。 | | | |
| 【2】提供する技術や特ち出す物品は、 (学会発表論文、教科書、特許出願) | | □はい | 「はい」⇒「 3. 不正 競 項 」へ。 | 競争防止法に関わる確認事 | | |
| く該 で既に公開又は販売されているもの)ですか? | | □ いいえ | 「いいえ」⇒【3】へ。 | | | |
| で既に公開又は販売されているもの)ですか? 【3】提供する技術や持ち出す物品は、基礎科学分野に属するもの(企業等部刊団体との共同研究、技術開発は除かれます)ですか? 【4】提供する技術が「外為令別表」第1項~第15項(※1)のいずれかに該当しますか?持ち出す物品が「輸出令別表第1」第1項~第15項(※1)のいずれかに該当しますか? | | 図 はい | 「はい」⇒「 3. 不正 競 項 」へ。 | 競争防止法に関わる確認事 | | |
| 当 除かれます)ですか? | 75 di 54 jiji 5 di 5 | □ いいえ | 「いいえ」⇒【4】 〜 。 | | | |
| (4) 提供する技術が「外為令別表」第(*1) のいずれかに該当しますか | | 口はい | 連絡してくださ | でです。 医学研究監理室にい 。(経済産業省への取引許 | | |
| し 新聞出令別表第1」第1項~第1 て いずれかに該当しますか? | | 口いいえ | 可申請を要する 「いいえ」⇒【5】^ | 場合があります。) | | |
| | | | | | | |

自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は 実験的手法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものです。医学関係で該当する研究はほとんどありません。

| く該だ。 | | | Ver5.0(2025.3.1) 様式 1 - 1 |
|--|--|--|--|
| ます。 5】提供する技術が「外為令別表」第16項 のいずれかに該当しますか?持ち出す物品 出令別表第1」第16項(*2)のいずれ 当しますか? | が「輸」」はいかに該 口 いいえ | 事項」 | 不正競争防止法に関わる確認へ。 |
| がして も | <u>(3)</u> で □ はい □ いいえ | はい」⇒「 3.不 項 」へ。 「いいえ」⇒【7】 | 下正競争防止法に関わる確認事 へ。 |
| 地域 おおいる組織が含まれますか? 用途を確認してください。 | □ はい | 連絡してくた 可申請を要す 「いいえ」⇒【8】 | |
| 記して の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる (*4)(*5)に用いられますか?ある 問先は「輸出令別表第3の2」の地域(* あって、通常兵器の開発、製造又は使用の 用いられますか? | 5行為 □ はい 5いはあ □ いいえ *2)で 5ために | 連絡してくた | こまでです。 医学研究監理室に ざい。 (経済産業省への取引許 る場合があります。) へ。 |
| 【9】訪問国に「輸出令別表第4」の地域(* 含まれますか? | <u>(3)</u> が □ はい □ いいえ | | 絡してください。 (経済産業省 要する場合があります。) |
| 3. 不正競争防止法に関わる確認事項 | | | |
| 【1】提供する技術情報は、第三者から | 提供されたものです | すか? | □ はい □ いいえ |
| 【2】提供する技術情報等は、第三者に | | | □ はい □ いいえ |
| 【3】提供する技術情報等について、N りますか? | IDA(秘密保持契約 | 的)を締結する必要 | ∃があ □ はい □ いいえ |
| 【4】提供する技術等について、 特許出 | 出願等 <mark>を行う予定は</mark> る | ありますか? | □ はい □ いいえ |
| ※ 公知でない技術情報の取扱いに十分 ※ 確認事項に変更が生じた場合は、研究指 * 1 「外為令別表」第1項~第15項、「輸出 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matr * 2 「外為令別表」第16項、「輸出令別表第 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanr * 3 地域分類及び外国ユーザーリスト まるっ 1:海外渡航(外国出張等)>6)安全保 ザーリスト該当国一覧表.pdf https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRU ーリスト該当国一覧表.pdf * 4 大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれる経済産業省安全保障貿易管理 安全保障貿 (※ 4)開発等:開発、製造、使用または http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo/ * 5 経済産業省 補完的輸出規制(キャッチオ | は連訳研究推進係(300 出令別表第1」第1項~ rix_intro.html 第1」第16項について i/shyourei-matrix/ekimu- を滋賀医大研究タブ>- に関する参 UX2/ID_guest.aspx?did= 省令 別表に掲げる行為 は野蔵 (※5)おそ: 503.html ニール規制等)輸出許可に | 77036&fn=i の77)に連絡 第15項に・ | フローなどについて _{丁為} |
| http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanr 研究推進課研究推進係(3007)にメール | * | ۰。: <u>hqkenkyu@belle.</u> | shiga-med.ac.jp) |
| | | | |
| 本様式のみ提出してください。 | | 起案日: | 年 月 日 |
| | 研究推進課長 | 課長補佐 | 研究推進係 |
| | 医学研究監理室長 | | |

【記入例】

大学との共同研究に関する打合せのためドイツ経由でスイスに渡航する場合

Ver5.0(2025.3.1)

本届出様式は研究推進課研究推進係(hqkenkyu@belle.shiga-med.ac.jp)に 滋賀医科大学長 殿 場出してください

| 提出して、たとい | 10 | | | 色/八」 | |
|---|-----------------------|----------------|---|--|-----|
| 1) 診療行為のみの渡航の場合は「なし」 | 海外 涉 | 甚 쏐 等 | | | |
| 1) 砂原付為のみの設加の場合は「なし」 にチェックをしてください。ただし、 | 及び国立大学 | 法人滋賀医 | 科大学安全保障貿易 | 管理規程第9条に基 | づ |
| 手術器具等診療のために持ち出す物品 | | | | | |
| がある場合は、「あり」にチェックし、 | 届 | 出 | 日:20 25 年 | 3月 20日 | |
| 詳細をカッコ内に記入してください。 | 所 | 属 | 長: 彦根 一郎 | | |
| 2) 不特定多数が出席する学会発表で使用 | • | | 職 名: ▼△■□セン | | \ |
| するデータのみを持ち出す場合は、「な し」にチェックしてください。 | | | : 名: 局月 みとり 絡 先:***@**** or | 内線・PHS (****) |) |
| 3) 「あり」の場合は、カッコ内にその内 | /交 別し | 中の理 | | 090-****-*** :確認を行う場合があります | ۲. |
| 容を記入してください。 | | — >++ +1 === 1 | | _ | _ |
| 4) 打合せ等で使用しない自分のみが使用 | | | 多旅行 □ 休職渡航 | | _ |
| する技術データ等をパソコン等に保存 | ○○大字医字 | 部●●研究室 | ≰┃携行するバソコンや ┃ドを設定してくださ | PUSBには必ずパスワ |) — |
| して携行する場合は、「なし」にチェッ クしてください。 | ○○ 七 学医学 | 如。。如灾党 | で共同研究に関する打 | | |
| (学会発表内容、打合せ内容等) | | 前●●妍先至 | 『で共内切光に関する打 | 音せを行う。 | |
| 相手先所在国名 | スイス連邦(ト | ジンツ海邦サ | 和国) | 本学発着日を記入し | て |
| 相于几州往国石 | □ 学内経費 | いつり圧が天 | 和凶/ | ください。 | |
| | | 国内公的機関・ | 団体、国内企業(外国企 | 業の国内事業所等を含むと | |
| 費用の出途 | | | 国企業等より直接受領 | <u> </u> | |
| | □ 私費 | | 学会負担等を含み | ます。 | |
| | | まれる場合は | | - , ,,,,, をし、ください | , 。 |
| 日程 | 20 25 年 | | | | |
| (1)物品等の持ち出し又は提供する 技術情報等 | □なし図り | あり (●●に | .関する××の効果の検 | 対研究に関するテータ) | Ш |
| (2)物品等の持ち込み又は入手する | | | | | |
| 技術情報等 | ⊠ なし □ | <i>b y</i> (| | |) |
| →「(1)」及び「(2)」が「 なし 」の | 場合は <mark>以下の確</mark> | 認は必要あり | りません。 | | |
| → <u>「(1)」のみが「あり」の場合:「2.安全保障貿易管理に関わる事項」へ。</u> | | | | | |
| → 「(2)」 のみが「あり 」の場合: | │1. 生物多様′ | 性条約に関わ | る確認事項」へ。 | | |
| 1. 生物多様性条約に関わる確認 | 忍事 「はい」 | の場合は、前 | 公ず医学研究監理室に | 連絡してください。 | |
| 渡航先への生物サンプルや遺伝資源等の持ちと | □ はい | | | 。速やかに <u>医学研究監</u> 理 | ≣室 |
| し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源 | デの ┃ □ いいえ | (2 | 2896)に連絡してくださ | γ ₂ ° | |
| 持ち込みを行う予定はありますか? | | | | | |
| ※ 「 <mark>物品等の持ち出し又は提供する技術情報等</mark> 」が「 <mark>なし</mark> 」の場合は、 <mark>以下の確認は必要ありません</mark> 。 | | | | | |
| 2. 安全保障貿易管理に関す 特定の国のみからの大学関係者等が出席する学会や展示会等は含みません。 | | | | | |
| 【1】技術の提供や物品の持ち出しは、不特 | | □はい | _ | 競争防止法に関わる確認事 | F |
| 際学会・会議展示会、研修等)とするもの | うですか! | 🛛 いいえ | 項 」へ。 「いいえ」⇒【2】へ。 | | |
| 【2】提供する技術や持ち出す物品は、 | 全て少年のもの | | | 競争防止法に関わる確認事 | |
| (学会発表論文、教科書、特許計願、力 | | □はい | 「はい」 / 「J. 竹正版 項 へ。 | ボチ 例 エルム に 大竹 で 唯 心 ヨ | F |
| く該で既に公開又は販売されているもの)でだ当 | | ▼ いいえ | 「いいえ」⇒【3】へ。 | | |
| | 其对练业学公里和。 | <u> </u> | | 競争防止法に関わる確認事 | |
| い。 | | □はい | 」「/はヾ・」 → 「 3.小止 が 項 」へ。 | ルナ [ソル]ム (〜 大/1 / ○ | H. |
| また。 [3] 提供する技術や持ち出す物品は、 属するもの(企業等部別団体との共同研究がます)ですか? を確 [4] 提供する技術が「外為令別表」第 (*1) のいずれかに該当しますか | | 🛛 いいえ | 「いいえ」⇒【4】 〜。 | | |
| を | 1項~第15項 | | はい」⇒回答はここ。 | までです。 医学研究監理室 | 室に |
| | ?持ち出す物品 | ロはい | 連絡してくださ | い。(経済産業省への取引 場合があります。) | 川許 |
| / 輸出公司法第1 第1項~第1 | 5百(* 1)の | | 刊中間を安りる | 物口11/10/リより。 | |

自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は 実験的手法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものです。 医学関係 で該当する研究はほとんどありません。

(*1) のいずれかに該当しますか?持ち出す物品 ※「輸出令別表第1」第1項~第15項(*1)の

いずれかに該当しますか?

■ いいえ

「いいえ」⇒【5】**へ**。

| | | | | 様式 1 - 1 | |
|---|---------------|--|------------------------|--|--|
| く 該 だ 当 5 】提供する技術が「外為令別表」第16項(*2) のいずれかに該当しますか?持ち出す物品が「輸出令別表第1]第16項(*2) のいずれかに該当しますか? | □ はい 図 いいえ | 「はい」⇒【6】へ 「いいえ」⇒「 3. ? 事項 」へ | 不正競争 | 防止法に関わる確認 | |
| を 5】 訪問国は、 「輸出令別表第3」の地域(*3)で | □はい | 「はい」⇒ [3. 不i | E競争防 | 止法に関わる確認事 | |
| 当 | □ いいえ | 項 」へ。 【「いいえ」 ⇒ 【7】 | ^ | | |
| て 7】 訪り先に、外国ユーザーリスト(*3) に掲載さ | | 「はい」⇒回答はここ | | ト。医学研究監理室に | |
| れてる組織が含まれますか? | □はい | 連絡してくだる | さい。(き | 経済産業省への取引許 | |
| 地 | □ いいえ | 可申請を要する 「いいえ」⇒【8】 | ∼ ∘ | | |
| 等 (8) 提供する技術又は持ち出す物品が大量破壊兵器等を の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為 (*4) (*5) に用いられますか?あるいける 間庁は 輸出令別表第3の2」の地域(*2) であって、通常兵器の開発、製造又は使用っために 用いられますか? | □ はい□ いいえ | | さい。 () る場合が、 | ト。 医学研究監理室に 経済産業省への取引許 あります。) | |
| く [9] 訪問国に、「輸出令別表第4] の地域 (*3) が 含まれますか? | □ はい □ いいえ | 医学研究監理室に連絡 への取引許可申請を要 | | | |
| () 不正競争防止法に関わる確認事項 | • | _ | | | |
| 【1】提供する技術情報は、第三者から提供さ | されたもので | すか? | | □ はい 🛛 いいえ | |
| 【2】提供する技術情報等は、第三者に提供る | | | - | □ はい 🛛 いいえ | |
| 【3】提供する技術情報等について、NDA(秘密保持契約)を締結する必要がありますか? □ はい □ いいえ | | | | | |
| 【4】提供する技術等について、特許出願等 | を行う予定は | ありますか? | | □ はい 🛛 いいえ | |
| ※ 公知でない技術情報の取扱いに十分に留意してください。 確認事項に変更が生じた場合は、研究推進課研究推進係 (3007) に連 * 6 「外為令別表」第1項~第15項、「輸出令別表第1」第1項~第15項 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html * 7 「外為令別表」第16項、「輸出令別表第1」第16項について 16. i http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/el * 8 地域分類及び外国ユーザーリスト まるっと滋賀医大研究タブ>その他(11: 海外渡航(外国出張等) > 6) 安全保障貿易管理に関する参考資料集 ザーリスト該当国一覧表.pdf https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID_guest.aspx?did=77036&fr ーリスト該当国一覧表.pdf * 9 大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令 別表に掲げる行為 経済産業省安全保障貿易管理 安全保障貿易の概要>キャッチオール規制 中段の手順、フローなどについて (※4)開発等:開発、製造、使用または貯蔵 (※5)おそれ省令 別表に掲げる行為 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html | | | | | |
| * 1 0 経済産業省 補完的輸出規制(キャッチオール規制等)輸出許可申請に係る手続きフロー図 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf 研究推進課研究推進係(3007)にメールにて提出してください。: hqkenkyu@belle.shiga-med.ac.jp) | | | | | |
| 本様式のみ提出してください。 | | 起案日: | 年 | 月 日 | |
| 研多 | 光推進課長 | 課長補佐 | | 研究推進係 | |
| | | | | | |
| 医学征 | 开究監理室長 | | | | |